

第百五十四回国
会

参議院国土交通委員会会議録第十四号

平成十四年五月二十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

西銘順志郎君
福島啓史郎君
渡辺 孝男君

補欠選任

北岡 秀二君
野上浩太郎君
弘友 和夫君

五月二十日

辞任

池口 修次君

補欠選任

藤原 正司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

北澤 俊美君

鈴木 政二君

脇 雅史君

藤井 俊男君

弘友 和夫君

大江 康弘君

委員

荒井 正吾君

木村 仁君

北岡 秀二君

月原 茂皓君

野上浩太郎君

野沢 太三君

森下 博之君

森山 裕君

吉田 博美君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

藤原 正司君

薬科 満治君

統 訓弘君
大沢 辰美君
富樫 練三君
田名部匡省君
洲上 貞雄君

国務大臣
国土交通大臣 扇 千景君
副大臣
国土交通副大臣 月原 茂皓君
大臣政務官
国土交通大臣政務官 森下 博之君
事務局側
常任委員会専門員 杉谷 洸大君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北澤俊美君) ただいまから国土交通委員会を開会をいたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

去る四月二十六日、渡辺孝男君、西銘順志郎君及び福島啓史郎君が委員を辞任され、その補欠として弘友和夫君、北岡秀二君及び野上浩太郎君が選任されました。

また、昨二十日、池口修次君が委員を辞任され、その補欠として藤原正司君が選任されました。

○委員長(北澤俊美君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に弘友和夫君を指名をいたします。

○委員長(北澤俊美君) 国土交通省設置法の一部を改正する法律案及び平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。扇国土交通大臣。

○国務大臣(扇千景君) おはようございます。

ただいま議題となりました国土交通省設置法の一部を改正する法律案及び平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、国土交通省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国土交通省では、地方における交通サービスの安定的な供給、安全の確保、観光振興等の施策の遂行のために地方運輸局を設置するとともに、自動車の登録や船舶検査等現地において処理することが国民の利便に資する事務については、所要の地に設けた陸運支局、海運支局等において処理しております。

このような中、今日、交通産業全般にわたる需給調整規制の廃止等の規制改革に対応して、事業者に対する規制を主たる手法とする従来のいわゆる事業監督型行政からの脱却を図りつつ、交通サービスの維持・向上や観光振興を図る観点から、地域の自主性を尊重した地域密着型の行政を展開していくこと等が必要となつてきております。

これに地方運輸局が適切に対処していくためには、地球環境問題や少子高齢化社会への対応等二十一世紀の課題にも十分に留意しつつ、陸運、海運、更には鉄道や観光まで含めた交通政策、観光政策の総合的展開を図る体制を構築することが不可欠です。

また、この際には、行政改革の観点から、可能な限り組織のスリム化を図るとともに、国民に対する行政サービスの一層の向上を図ることが必要です。

このような状況を踏まえ、陸運支局と海運支局を統合し、運輸支局を設置することとし、同支局においてこれまでの陸運支局及び海運支局の業務のほか、鉄道、観光等に関する業務を含めて総合的に実施していくことが必要となつております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、現行の地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して、運輸支局を設置することとする等の措置を講ずることとしております。

第二に、現行の地方運輸局の海運監理部についても、運輸支局設置の考え方に即し、交通政策、観光政策の総合的展開を図る観点から、これを運輸監理部とすることとしております。

次に、平成十四年度における特殊法人の主たる

事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

政府におきましては、多極分散型国土形成促進法等に基づき、地方支分部局、試験研究機関などの国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都港区からの移転を推進してきています。現在までに、移転対象機関のうち、全体の約三分の二の機関が移転を完了しております。

平成十四年度におきましては、六つの特殊法人が主たる事務所を東京都港区から移転することを予定しており、各設立根拠法の規定を変更することが必要となっております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、平成十四年度において主たる事務所を東京都港区から移転する日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の六特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正するものです。

以上が、国土交通省設置法の一部を改正する法律案及び平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案を提案する理由でございます。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(北澤俊美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

一、川辺川ダム建設事業に対する環境アセスメントの実施に関する請願(第一六六七号)
一、長良川河口堰に対する環境アセスメントの実施等に関する請願(第一七〇一号)
一、川辺川ダム建設事業に対する環境アセスメントの実施に関する請願(第一七二二号)

第一六六七号 平成十四年四月十六日受理
川辺川ダム建設事業に対する環境アセスメントの実施に関する請願
請願者 熊本市楠七ノ一ノ五八 櫻谷茂美 外四百九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君
熊本県球磨川上流の川辺川は環境省の水質調査で「日本一きれいな川」として発表されたほか、観光等の経済面からも市民にとって後世に残すべき財産となっている。そのため、流域住民等は川辺川ダムの建設が川に及ぼす影響についての情報を求めている。また、流域市町村はダム建設推進の条件として現在の水質を保全することを挙げており、熊本県知事も環境調査には前向きな発言をしている。ところが、ダムサイト周辺には絶滅危惧種に指定されているクマタカを始めとする豊かな自然があるにもかかわらず、いまだに環境影響評価法に基づく環境アセスメントは実施されていない。同法は平成十一年六月に施行されているが、川辺川ダムは本体着工が近づいているにもかかわらず、同ダムの建設がかなり前に計画されたことを理由に対象から除外されている。しかし、川辺川ダムの建設計画は環境に対する配慮が不足していた時代に策定されたものであり、地元経済発展のためにもダム本体の着工前に、市民参加を交えた環境アセスメントを実施すべきである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、川辺川ダム本体の着工前に環境アセスメントを実施すること。

第一七〇一号 平成十四年四月十七日受理

長良川河口堰に対する環境アセスメントの実施等に関する請願
請願者 岐阜市日光町一ノ三 野村マサエ 外九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君
長良川河口堰のゲートが閉鎖されて六年が経過した。以前から指摘されていたように、閉鎖後、堰の上流域は湖沼化し、水質悪化の指標であるアオコが毎年発生しており、堰の下流域でもヘドロが堆積し、ヤマトシジミが絶滅の状態にある。また、長良川のシンボルである天然アユの遡上は皆無に等しく、サツキマスも激減するなど環境の悪化が深刻化している。そもそも長良川河口ダム(堰)は利水が最大の目的であったが、その後の我が国経済の構造変化によって愛知県及び三重県は「水余り」の状況となっており、新たな工業用水の需要は皆無となっている。上水道の需要についても同様であるにもかかわらず、当局は従来の木曾川からの取水を河口堰からの取水に切り替えたり、切り替えようとしている。しかも、国土交通省、水資源開発公団などは、将来の水の需要を過度に見積もっただけでなく、河口ダム堰の建設は治水が主目的であると強弁している。一方、長良川沿岸の主要な漁業協同組合(組合員)及び多くの釣り人からは、天然アユの降下・遡上期には河口堰のゲートを上げるべきであると、また海抜下にある三重県長島町の住民からは、洪水時や地震時に危険となる河口堰を取り払うべきであるとそれぞれ切実な声が上がっている。このように長良川河口堰は環境には有害、利水には無用、治水には危険であることは論を待たないところである。ついては、河口堰の最終的な撤去に向け、当面次の事項について実現を図られたい。

一、河口堰のゲートを直ちに開放するとともに、厳密な環境アセスメントを公正かつ民主的に実施すること。

二、「水余り」の状況の下、巨額の税金を投入する無駄な導水事業工事を直ちに中止すること。

三、上水道の給水については、直ちに河口堰取水

から木曾川取水に戻すこと。

第一七二二号 平成十四年四月十七日受理
川辺川ダム建設事業に対する環境アセスメントの実施に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡一の宮町中通七七五ノ一一 斉藤和代外四百九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第一六六七号と同じである。

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、建築基準法等の一部を改正する法律案の修正に関する請願(第一八二三号)

第一八二三号 平成十四年四月二十三日受理
建築基準法等の一部を改正する法律案の修正に関する請願
請願者 東京都文京区本駒込六ノ三ノ七ノH 明石和洋外二十六名

紹介議員 湖上 貞雄君
今国会に提出された「建築基準法等の一部を改正する法律案」は、地域住民の立場から見た考えが全く反映されておらず、住民にとっては危機感を募らせるものとなっている。同改正案には次のような問題点が含まれている。(一)政令による、地域の特性を無視した全国一律の緩和基準の適用、(二)第一種低層住居専用地域における高層建築物の建設を可能とする総合設計制度の一部に対する建築確認のみによる適用、(三)住宅地における人口密度の増加を招く、都市計画を無視した過大な容積率の割増し、(四)北側斜線制限の実質的な緩和、などである。改正案が成立すると、地域住民の住環境は完全に無視されるとともに、これまで住民の努力により維持されてきた街並みは損なわれ、地域のコミュニティやまちづくりの健全性が保たれないことになる。地域にはそれぞれ特有の文化があり、それが全国一律の法律・政令により規制されると文化そのものが崩壊するおそれ

がある。例えば、容積率の緩和によつて、従来より高い建物も建築できることとなり、周辺の良好な住環境が破壊される危惧が生じる。このような問題点を含む「建築基準法等の一部を改正する法律案」は、不良債権処理と景気回復対策、また建築業者を救済することのみを理由として改正されようとしているものにはかならない。建築基準法は目先の事にとらわれることなく、地域を優先し、未来を見据えたものとすべきである。

ついては、次の事項について実現を図られた。
一、建築確認申請型の総合設計制度の運用については、建築基準法改正案の第五十二條第七項、第五十六條第七項の条文にあるように「政令で定める」ではなく、その区域及び基準を「地方公共団体の条例で定める」ように規定すること。
二、公聴会を度々開会し、改正案に賛成の主張ばかりでなく、住民の意見も幅広く十分に聞くこと。
三、改正に当たっては十分な審査を行うこと。

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国土交通省設置法の一部を改正する法律案
一、平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案

国土交通省設置法の一部を改正する法律案
国土交通省設置法の一部を改正する法律案
国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の見出しを「(運輸監理部)」に改め、同条第一項を次のように改める。
地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸監理部を置く。
第三十六條第二項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「及び位置」を「位置及び管轄区域」

に改め、同条第三項中「海運監理部」を「運輸監理部の所掌事務及び」に改める。
第三十七條の見出しを「(運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所)」に改め、同条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「陸運支局又は海運支局」を「運輸支局」に改め、同条第二項及び第三項中「陸運支局」を「運輸支局」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「陸運支局又は海運支局」を「地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改め、同項を同条第五項とする。

に改め、同条第三項中「海運監理部」を「運輸監理部の所掌事務及び」に改める。
第三十七條の見出しを「(運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所)」に改め、同条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「陸運支局又は海運支局」を「運輸支局」に改め、同条第二項及び第三項中「陸運支局」を「運輸支局」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「陸運支局又は海運支局」を「地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改め、同項を同条第五項とする。

附則
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。
第二条 船員保険法の一部改正
第三十三條ノ四第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運支局及其ノ」を「運輸支局及地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局」に改める。
(船員法の一部改正)
第三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第百十二條第一項中「基いて」を「基づいて」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局長」を「運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

第百二十一條の四第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。
(災害救助法の一部改正)
第四条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「基く」を「基づく」に改める。

運輸監理部長」に、「基く」を「基づく」に改める。
第五条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
第五條第六項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
第十條中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第六條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号中「陸運支局若しくは陸運支局」を「運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局」に改める。
(水先法の一部改正)
第七條 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項中「期間よう船」を「期間備船」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第二十六條中「海運監理部、海運支局又は海運支局」を「運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局」に改める。
(造船法の一部改正)
第八條 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「ぎ装品」を「ぎ装品」に改める。

第九條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
第四十九條第一項及び第二項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
第五十條の見出しを「(保留船等の特則)」に改め、同条第一項中「けい留船」を「保留船」に改め、同条第二項中「けい留船」を「保留船」に改める。

改め、同条第一項中「けい留船」を「保留船」に改め、同条第二項中「けい留船」を「保留船」に改める。
(港灣運送事業法の一部改正)
第十條 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
第七條中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。
第七條の三の見出しを「(登録の抹消)」に改め、同条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十一條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第百五條第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第三項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同条第六項中「陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。
(モーターボート競走法の一部改正)
第十二條 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。
第二十六條の二中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(内航海運業法の一部改正)
第十三條 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第二十九條中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。
(最低賃金法の一部改正)
第十四條 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三

十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十五条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

(小型船造船業法の一部改正)

第十六条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局長」を「運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第十八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(自動車重量税法の一部改正)

第十九条 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「若しくは陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。

第九条中「陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。

第十条中「若しくは陸運支局長」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二十条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第七条第一項第一号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

(船舶のトン数の測定に関する法律の一部改正)

第二十一条 船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(地域雇用開発促進法の一部改正)

第二十二条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第二十二条第三項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第二十三条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「陸運支局」を「運輸監理部及び運輸支局」に改める。

第六十六条第二項中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

(小型船舶の登録等に関する法律の一部改正)

第二十四条 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正)

第二十五条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第四項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第五項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局長」を「運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長」に改める。

(船舶安全法等の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ六

二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第九条

三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第十條

四 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第四十五條の二第一項

五 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)第八條第一項

六 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十七條

七 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第六條

八 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)第五條

九 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第二十六條

十 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十

十二号)第六十八條

十一 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第九十一條第三項

十二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百二十三号)第二十七條第一項

十三 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十四條

十四 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十六條

十五 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十七條第三項

十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第六條

十七 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)第十八條及び第二十五条第一項

十八 貨物運送取扱事業法(平成元年法律第八十二号)第五十七條

十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十條第二項

二十 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)第十四條

(道路運送法等の一部改正)

第二十七條 次に掲げる法律の規定中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第八十八條第三項

二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百九号)第七條第二項

三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第十七條第二項

四 タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十

五年法律第七十五号)第五十四条第二項

五 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)第二十三条第二項

六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二十八条第二項

七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第八十条第三項

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案

平成十四年度における特殊法人の主たる事

務所の移転のための関係法律の整備に関する法律

(日本原子力研究所法の一部改正)

第一条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「千葉県」に改める。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第二条 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「茨城県」に改める。

(水資源開発公団法の一部改正)

第三条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)

第四条 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第五条 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第六条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

附 則

この法律は、各条の規定ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

平成十四年五月二十四日印刷

平成十四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局